

## 令和3年第1回農業委員会総会議事録

令和3年1月15日（金）第1回総会を市役所南庁舎会議室1-Cに招集した。

### 農業委員17人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	仲田 清志
2番	小田 正廣	3番	宮本 武博	4番	赤井 勝利
5番	小川 広文	6番	三上 雄二	7番	倉脇 敏弥
8番	井藤 孝久	9番	藤本 彰	10番	神山 順一
11番	宮脇 繁			13番	伊達 修史
14番	藤川 雅	15番	山田 條一	16番	大原 砂利
17番	奥津 忠和				

### 推進委員10人

1番	谷岡 收藏	2番	真壁 正司	3番	泉 登
4番	溝尾 美恵子	5番	三輪 金樹	6番	妹尾 良和
7番	後藤 保夫	8番	信谷 昌吾	9番	逸見 則夫
10番	奥津 賢司				

### 欠席委員 1人

12番 眞壁 勲 二

### 議事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
議案第5号	現況証明にかかる現況認定について

### 報告事項

農地法施行規則第29条の届について  
法務局照会について  
完了届について  
利用権設定中途解約について

### 協議事項

その他

事務局職員（書記）

事務局長

吉田 征弘

主幹

三村 真司

主幹

高瀬 智裕

（開会時刻 午前9時30分）

三村主幹	<p>只今から新見市農業委員会第1回総会を開催いたします。本日の出席は27名で、欠席の委員は12番眞壁委員でございます。では最初に逸見会長がご挨拶を申し上げます。</p>
会 長	<p>皆さん、改めまして明けましておめでとうございます。ご家族お揃いで無事新春をお迎えになったこととお慶び申し上げます。戎市長におかれましては公務多忙の折本日総会にご出席いただきましてありがとうございます。さて昨年は新型コロナウイルス感染症に翻弄された一年であったように思います。今年になってからも緊急事態宣言が次々に発令されている所であります。私達も感染予防には十分気を付けたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。視察研修も未実施のままの状況ですが今月来月中に結論を出したいというふうに考えております。また昨年の利用状況調査ご苦労様でした。また新任の方には大変ご苦労されたことだろうと思ひます。この利用状況調査をもとに今度は意向調査と言ひまして各農家に意向の確認をいたしまして調査を行いたいと思ひしております。農家の方々から回答いただくために皆さんに色々ご相談があるかもわかりませんが適切なアドバイスをよろしくお願ひしたいと思ひます。我々農業委員会は農業者の代表として職務を遂行することを念頭に今年も健康に気を付けて一緒にがんばりましょう。本日はよろしくお願ひいたします。</p>
三村主幹	<p>ありがとうございました。続きまして戎市長よりご挨拶をいただきます。</p>
戎市長	<p>改めまして、皆さん明けましておめでとうございます。令和3年の第1回の新見市の農業委員会の開催ということで一言ご挨拶を申し上げます。昨年の12月に市民の皆様強い温かいご支援をいただきまして新見市政を担わせていただくことになりました。これまで培ってまいりました経験をもとに新しい新見市・元気な新見市を作っている覚悟でございます。どうか皆様今後ともご支援をよろしくお願ひいたします。委員の皆様におかれましては日頃から地域の農業振興について精力的に取り組んでいただいていることに敬意を表するとともに厚くお礼申し上げます。農業は本市の基幹産業であります。昨年私は市内の状況を把握するため市民の方々から意見を伺い農業についても多くの意見をいただきました。農家の皆様にとって真に有益で持続可能な営農が行える施策の展開に努めてまいりたいと考えておりますが、そのためには地域の農業のリーダーであります委員の皆様方の協力が不可欠です。ぜひともご協力のほどよろしくお願ひします。さて現在新型コロナウイルス感染症の第3波が押し寄せている状況です。緊急事態宣言も次々と発令されている状況です。皆様方もいつもとは違った年末年始を過ごされたことと思ひます。農業委員会の恒例</p>

	<p>の新年会を感染拡大防止のために中止されたと伺っております。本市でもさらに感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りながら対策を講じていかなければならないと実感しているところです。終わりに新見市の農業振興のため引き続きご尽力賜りますよう心からお願い申し上げまして新年のご挨拶とさせていただきます。今年1年どうかよろしく願いいたします。</p>
三村主幹	<p>ここで市長は他の公務のために退席いたします。</p> <p>(市長退席)</p>
三村主幹	<p>続きまして「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は6番三上委員に先導をお願いいたします。</p>
三上委員	<p>「農業委員会憲章」の先導</p>
三村主幹	<p>ありがとうございました。それではここからの進行は会長よろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力をよろしくお願い致します。</p> <p>それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、13番伊達委員、14番藤川委員をお願いいたします。</p> <p>続きまして日程2「議事」に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
吉田局長	<p>それでは事務局から説明いたします。本日竹村次長が欠席しておりますので事務局からの説明はすべて私の方で説明させていただきます。まず最初に農地法第3条につきましてですが今回は申請が2件ございました。まず1番でございますが、現地確認を12月23日に行っております。場所は土橋、現況地目は田2筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は1名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず第1号でございます。譲受人は、経営農地はすべて耕作されており、耕作に必要な機械を所有されております。また農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして、信託ではないので適用はございません。第4号、譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして、農作業に従事すると見込まれ</p>

ますので該当はございません。第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第6号、許可申請にかかる農地は貸人の所有農地であり、転貸には当たらないので該当はございません。第7号ですが地元耕作者へ贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので該当はございません。以上この所有権移転につきましては申請書類は揃っており、取得後のすべての用地を利用すること、耕作に必要な機械を保有しており、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また譲渡人が高齢で耕作できないことから地元耕作者へ贈与するものであり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。

藤本委員

9番藤本です。1月10日に私、藤川委員、神山委員3人で現地を見えます。場所は主要地方道長屋賀陽線を上がって行きますとちょうど土橋の部落に入ります。ちょうど上がって●●●という商店の所を草間のほうへ300mほど行ったら土橋の●●という部落があります。そこの集会所の真裏です。2枚です。その譲受人にお話を聞いたところここにも述べておりますように高齢のために耕作ができないということで以前も譲受人が耕作しておったのをそのまま贈与するということです。それで土地は無償で登記料を責任をもって支払うという話がついておりますので何ら問題はないと思いますのでよろしくお願ひします。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

会 長

ご意見、ご質問ございませんので、議案第1号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第1号2番の議案について事務局の説明をお願いします。

吉田局長

続きまして2番でございます。現地確認を12月22日に行っております。

す。場所は神郷下神代、現況地目は田3筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稲、作業従事者は3名でございます。価格は記載の通りでございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず第1号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第6号、許可申請にかかる農地は貸人の所有農地であり、転貸には当たらないので該当はございません。第7号ですが地元耕作者へ売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので該当はございません。以上この所有権移転につきましては申請書類は揃っており、引き続きすべての用地を利用すること、耕作に必要な機械を所有しており、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また遠方に住んでおり耕作ができないために地元耕作者へ売買するものであり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。

仲田代理

1番仲田です。確認日は1月5日、大原委員と信谷推進委員とで行きました。場所はちょうど門前線と国道182号の合流地点の所であります。譲渡人のほうはご覧のように遠方のほうにおられて全然こちらの神郷のほうにほとんどと言っていいほど帰って来られないと。あと持っておられる土地の方も次々処分をされています。譲受人のほうは譲渡人の隣と言っていいほど近い所へおられまして譲受人が代わりに作らせてくれということで話がまとまりました。これは中間管理機構で去年までは別な人が作っていたんですが処分したいということで中間管理機構とのほうの契約をして今日出てきますけども解約してこの話がまとまりました。別に問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

会 長

ご意見、ご質問ございませんので、議案第1号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長	<p>全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。</p>
吉田局長	<p>それでは次に第4条の申請につきましてこのたびは3件申請がございました。それでは議案第2号第1番でございます。確認を12月22日に行っております。場所は大佐小阪部、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は墓地参道で、転用理由は墓地が高い位置にあるため墓地への参道を設置するものです。工事期間は許可日から1か月です。この申請地は甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。現在の墓地は11月に墓地の転用申請を行い許可となっておりますが、新たに墓地への参道を設置するもので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成等工事費は記載の通りですべて自己資金でございます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
宮本委員	<p>1月8日に山田、後藤委員と見に行きましたけど墓地が完成しまして大佐千屋線の●●部落ですが墓地の参道をするためでございます問題はございませんので許可をお願いします。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p>
	<p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第2号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続いて議案第2号2番の議案について事務局の説明をお願いします。</p>
吉田局長	<p>続いて、議案第2号2番と3番が隣接した土地で同様の転用を行いますので続けて説明をさせていただきます。2番でございますが確認を12月</p>

23日に行っております。場所は哲多町花木、現況地目は畑2筆でございます。転用目的は嵩上げで、転用理由は農作業の効率を良くするために、隣接した農地と高さを合わせるために一体的に嵩上げをするというものです。工事期間は令和3年1月18日から2年です。この申請地2筆はいずれも農用地区域内にある農地でございます。農作業効率を良くするために一体的に嵩上げをするもので、2番、3番の土地も隣接する土地にあたり一体的な嵩上げということで農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないと考えます。資金計画ですが、費用負担は記載の通りで排水管敷設のみの費用で残りは施工業者の負担ということでこの資金につきましては自己資金でございます。3番につきましても同様に23日に確認を一緒に行っておりまして転用目的も同様の農作業の効率を良くするために一体的に嵩上げをするというもので工事も合わせて行いますので1月18日から2年という同じ期間になっております。この申請地につきましては甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。また被害防除計画につきましては適正でありまして、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画につきましてはですが、すべて施行事業者の負担で事業を行い費用負担はありません。以上です。

会 長

この件について地区委員の説明を求めます。

宮脇委員

11番宮脇です。確認日は今年1月7日、小川委員と逸見推進委員と私と3人で行きました。場所ですが新見のほうから行きますと33号線新見川上線ですけども本郷地内に●●●というバス停がございます。そこを左折して石蟹に向かう県道があるんですがそこを上がりますと●●●という大きなお寺があります。その下をまた右に行きましてそこから1kmぐらい登ったちょっと高い位置の●●集落というのがあります。この当該地はそこにあるものでございます。状況でございますけれども2番も3番も説明させていただきますが現在2番3番の方はもともと●●集落という所にありましたけれども現在は移転されて今の住所地におられますが常に農地の管理にはあたっておられます。ということで今まで農地があるんですが説明がありましたように非常に谷沿いにありまして2mから8mぐらい差がありますので作業効率を良くするというので今回この申請が出ておりますので条件等につきましても適正かと思っておりますのでよろしく申し上げます。以上です。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

後藤委員	業者負担ということは残土捨て場ですか。業者が残土を捨てて嵩上げする。8 m嵩上げをすればとんでもない高さになるんですが嵩上げの許可申請今まで8 mというのやりましたかね。とんでもない高さなんです。何枚になっているかもわからないんですけど全部で4反5畝ぐらいあるんですが嵩上げの許可を8 mのを許可したことがありますか。おそらくこれは業者の残土捨て場だというふうに解釈します。
吉田局長	説明いたします。そのあたりも確認したんですがすでに土を確保しているということなんです。石灰採掘のときのその土を確保してるということでまたこの施工業者はそこはまた違う所の業者がそこに運んで行くということでございましてすでに確保しているので一応2年間ということであげさせていただいてるんですが長くても2年間ということを確認をしております。
後藤委員	8 mの嵩上げをOK出したことがある？
会 長	8 mというのが部分的に8 mあるかどうか。
宮脇委員	8 mと言いましたけども傾斜になっていて一番高い所が8 m。
後藤委員	何枚ぐらいあるんですか。
宮脇委員	4、5枚。番地で言いますと●●●●の2反。ちょっと傾斜になってるんで一番深い所で8 m。
後藤委員	それで1枚にする？
宮脇委員	それで他の深い田んぼと合わせる。
後藤委員	ただ疑問なのは8 m上げてたった●●万円。
吉田局長	確認したところ石灰の関係の●●●●ということでお伺いしております。施工業者はまた別で今回出てるのは●●工業ということで施工業者を伺っております。
後藤委員	●●●●の石灰の石を捨てるんでしょう、そこへ。置くんじゃない、入れるんでしょう。業者がするということでしょう。石を捨てさせてくれ、埋めるから。どうもそういうふうにしか聞こえない。●●万円しかかから



	ない。下のほうも1反から施工業者が負担するから0。
会 長	<p>他にご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>他にご意見、ご質問ございませんので、議案第2号2番3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>賛成多数と認め、本案件は許可妥当といたします。許可妥当としておりますが30a以上になりますので県の農業会議に諮問いたしまして許可になりましたら会長名で許可することをご了承ください。</p> <p>続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。</p>
吉田局長	<p>それでは続きまして第5条の申請につきまして2件申請がございました。それでは1番について説明いたします。現地確認を12月22日に行っております。場所は哲西町八鳥、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は倉庫及び資材置場です。転用理由は、転用事業者は建築業を営んでおりますが、資材等の置場がないために申請地を借り受け倉庫及び資材置場を設置するもので、契約の種類は使用貸借権の設定で、工事期間は許可日から1か月です。この申請地は甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費と建築費は記載の通りですべて自己資金です。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。</p>
奥津(忠)委員	<p>17番奥津でございます。確認日は12月28日、三上、奥津委員と私で確認いたしました。場所は哲西支局から東城方面へ国道を約1km行った所に●●●●がございましてそこから哲多町に抜ける方へ約1km行ったら野馳小学校があるんですが野馳小学校へ向かって右側の土地でございます。問題ないと思います。よろしくをお願いいたします。</p>

会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第3号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>賛成多数と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、議案第3号2番の議案について事務局の説明をお願いします。</p>
吉田局長	<p>それでは2番について説明いたします。現地確認を12月23日に行っております。場所は哲多町成松、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は農業用機械等置場です。転用理由は、転用事業者は農作業の請負を行っておりますが、請負作業用の機械等の置場がないために申請地を借り受け農業用機械等置場へ転用するものです。契約の種類は使用貸借権の設定で、工事期間は許可日から令和3年2月末日です。この申請地は甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺への農地の影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費は記載の通りですべて自己資金です。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。</p>
宮脇委員	<p>11番宮脇です。確認日でございますが1月7日行いました。小川委員と逸見推進委員と私と当事者二人と行いました。借受人でございますがこの市内の農作業を請け負っておられます五人ぐらいで組合をやっておられます農業機械も多く所有しておられまして置き場所もなかなか道のほとりに置いたりそういったことでなかなか困っておられました。私の近所のほうでもありますがそうしたときに貸付人も宅地の横に畑があるんですがこれまでも耕作はしておられません。草刈りぐらいはされておりますが一人暮らしでなかなか難しいということで今後も耕作できないということでここを借りましてそうした農業機械の置き場所をさせてほしいということでございますのでよろしくをお願いします</p>

会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。
仲田代理	1番仲田です。農業機械の置き場ということで土地造成費が記載してあるんですが何か簡易的な車庫的なものはされないのでしょうか。
宮脇委員	建物はしないということです。トラックとかトラクターとかそういったものでハウスぐらいはされるかもしれませんがそういった建屋的なものはされませんし、土留め用のブロックがあるそれらのお金が入ってるけれども建物はされないということです。
会 長	他にご意見、ご質問はございませんか。  (意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第3号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。  (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。なお面積が30a未満のため県農業会議への諮問は不要となりますが、諮問不要としてよろしいか。  (はい)
会 長	それでは諮問不要とし許可を決定いたします。続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について事務局の説明をお願いします。
吉田局長	それでは議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請につきまして今回新規の貸付が6件出ております。借受人は農業従事者、農機具なども揃っており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。1番、菅生、田1筆、4年、賃貸借です。2番、上市、用悪水路を含んで4筆で、5年、使用貸借、農地中間管理事業で、3番神郷下神代、田1筆、10年の使用貸借で同じく農地中間管理事業、4番が神郷高瀬、畑1筆、10年の賃貸借で農地中間管理事業、5番が哲多町田淵、田2筆、10年の使用貸借で農地中間管理事業、6番が哲西町大野部、田1筆、10年の使用貸借で農地中間管理事業です。

以上になっておりまして2番から6番につきましては農地中間管理事業によるものです。新規につきましては以上です。

会 長

新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。順次お願いいたします。

泉委員

推進委員3番の泉です。確認日は12月27日に行いました。場所は新見のほうから180号線千屋の方に向かってると思ってください。千屋ダムの所に最初のトンネルがございます。小原トンネルですけどもその所にバスの停留所がございますして右手に入っていく道がございます。そこをずっと行きます。それをまだまだ山の上の方に行きますと灰ガ峠という地域がございますして一番上に上がりますとだいたい家が6軒ぐらいあるんですけどもそこを過ぎまして菅生という地域に抜ける道になってますけども途中で1軒だけ家がありましたがこの借受人のお宅なんですけども借受人とは親戚関係にあたりまして貸付人のほうが今新見の方に住んでおられまして耕作ができないというようなことで借り手の方の家のすぐ前にあたりまして今のイノシシとかの出る所で柵をしてるんですけども同じやるんだったら田んぼを作ってやりたいということで親戚同士で話ができたとあります。また農機具につきましては、意欲的にやっておられますのですべて揃っていますので問題はないと思います。よろしくお願いをいたします。

信谷委員

推進委員8番信谷です。2番3番4番続けて説明させていただきます。1月5日に仲田委員、大原委員、私3名で確認いたしました。まず2番の場所ですけども国道182号●●●●●手前の大きな橋があるんですけどもその真下から南に約150mくらい行った所に4筆ともあります。問題ありませんでした。続きまして3番、ここは市役所神郷支局から東に約100m行った所にあります。ここも確認いたしました。問題ありませんでした。続きまして4番、神郷高瀬●●●●●番●なんですけどここは神郷高瀬に昔●●●●●というゴルフ場がありました。その入り口を50mほど行った所を鋭角に鳥取県の日南町の上石見に抜ける道があるんですけども約1.5kmほど行った所に昔、野原スキー場というものがありました。野原スキー場の道を挟んで向かい側辺りになります。1月5日に確認いたしましたけども積雪がありまして場所は確認いたしましたけども畑の状況は確認できませんでしたが昨年10月に一応ここ見ておりますので果樹を作るということですので問題ありませんと思いますので以上よろしくお願いたします。

逸見(則)委員	<p>推進委員 9 番逸見です。この件は先月の委員会で利用権設定中途解約が合意したという報告がありましたがその土地でありましてこのたび中間管理事業に移されたということで問題ないと思います。なお現地確認と場所は先月の委員会で申し上げた通りでございます。以上です。</p>
奥津(賢)委員	<p>推進委員 10 番奥津です。確認日が 12 月 28 日、三上委員、奥津忠和委員私 3 人で行いました。この位置なんですが北房井倉哲西線から県道を約 2 km くらい下った川を渡った左手にございます。山瀬のたもとですがきれいに整備されて問題ないと思います。よろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。新規についてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第 4 号新規の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、新規は決定といたします。続きまして、再設定について事務局の説明をお願いします。</p>
吉田局長	<p>再設定がこのたび 4 件出ております。いずれも今まで耕作されてきたものの継続でございますので問題はないと考えます。再設定につきましては以上です。</p>
会 長	<p>再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。</p> <p>(ありません)</p>
会 長	<p>補足説明はございませんので再設定についてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第 4 号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>

(全員挙手)

会 長

全員賛成と認め再設定は決定といたします。続きまして、議案第5号現況証明にかかる現況認定について事務局の説明をお願いします。

吉田局長

それでは議案第5号現況証明にかかる現況認定につきましてこのたびは4件申請がございました。まず第1番でございます。確認を12月22日に行っております。場所は哲多町田淵、台帳地目は田1筆で、理由は昭和63年頃から耕作をしておらず、現況が原野となっているというものでございます。現地を確認した結果、申請通り原野と認められると考えます。続きまして2番でございます。確認を12月22日に行っております。場所は千屋実、台帳地目は田2筆でございます。現況地目は宅地と雑種地でございます。昭和の頃から40年以上乾燥場建物敷地として利用されておりました現在は一筆は宅地となっているというもので、その隣は30年以上前に進入路として舗装されて利用されているというもので現況が雑種地というものでございます。現地を確認した結果、申請通りと考えます。続いて3番でございます。確認を12月22日に行っております。場所は平野治部、台帳地目は田1筆でございます。平成7年頃から駐車場及び資材置場として利用しており、現況が雑種地となっているというものでございます。現地を確認した結果、申請通りと考えます。最後4番でございますが確認を12月22日に行っております。現況地目は田3筆、畑1筆の計4筆でございます。昭和60年頃から鳥獣被害が激しく耕作ができなくなり、山林や原野になっているというものでございます。現地を確認した結果、申請通りと考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。順次お願いします。

小川委員

5番小川です。1月7日に逸見委員、宮脇委員、私と3名で確認いたしました。場所は県道の下神代哲多線の風のゲートがある哲多町大野地区から田淵に抜ける市道に入りまして約3kmほど入った申請の理由の通り長年耕作した形跡もありませんでしたし雑木も生えており原野の状態ということでした。以上です。

小田委員

2番小田です。現地確認は1月10日、真壁委員と行っています。場所は旧実小学校のちょうど真裏ぐらいです。1月10日に申請人といろいろ難しい所がありましてたぶん事務局も上がってみられたと思うんですが市道改良で土地を出されてるほうがそのまま農地として残ってるということでこれ測量されて市の担当者も上がってきてまた何かされたと聞いて

	<p>ております。それで測量されて雑種地、進入路ですか。これを55㎡分筆されてやられたということです。なんとこれもちょっと聞いたらおかしい話で以前農業委員会には出していたということで先月にもあったんですが法務局に出してないということで建物建てられたみたいなんです。ですからもうちょっとその辺をうまくできないのかなと考えますのでよろしくをお願いします。問題ないと思います。</p>
山田委員	<p>15番山田です。確認日は1月8日、宮本委員、後藤推進委員と現地を確認をいたしました。場所は旧阿新農協田治部支所の県道を挟んだ所にあります。この方は申請者の息子さんが土建業をやっておられるんです。問題ないと思います。よろしくをお願いします。</p>
三上委員	<p>6番三上です。確認日は12月28日、奥津忠和委員、奥津賢司委員と行いました。場所ですが哲西支局前国道182号線を右折いたしましてJR芸備線を越して左に曲がりさらに右上に上がったあたりに中国道がありますがその中国道を越すボックスがありましてそれを越してすぐの左手に原野になっている1筆がありまして原野を確認いたしました。さらにその右奥に3筆あるんですが完全に山林になっておりました。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご質問、ご意見ございませんようなので、1から4番について認定に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、認定といたします。10時30分まで暫時休憩といたします。</p> <p>～ 休憩 ～</p>
会 長	<p>時間が参りましたので再開いたします。次に報告事項に入ります。農地法施行規則第29条の届について事務局の説明をお願いします。</p>
吉田局長	<p>それでは農地法施行規則第29条の届につきましてこのたびは1件届がございました。第1番は確認を12月22日に行っております。場所は</p>

	<p>西方、現況地目は田4筆でございます。理由でございますが新たに申請地に農道を設置し農作業の効率化を図るというものでございます。農道の長さ、面積につきましては記載の通りでございます。工期は許可日から3月31日までです。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員より報告をお願いします。</p>
倉脇委員	<p>7番倉脇です。1月13日に溝尾推進委員と2人で確認しております。場所は布原駅の向かい側の農地になります。</p>
会 長	<p>続いて法務局照会について事務局の説明をお願いします。</p>
吉田局長	<p>それでは法務局照会につきまして今回は4件出ております。1番の場所は馬塚、確認を11月26日に行いました。登記地目は田2筆で、現況は原野でございます。平成の初めの頃から耕作を放棄し原野になっているというものでございます。2番の場所は哲西町上神代、確認を11月26日に行いました。登記地目は田3筆、畑2筆の計5筆、現況地目は雑種地が3筆と宅地が2筆です。昭和の頃から耕作を放棄して、雑種地や宅地となっているというものでございます。3番の場所も2番と同じ所有者で場所は哲西町上神代です。確認を11月26日に行いました。登記地目は田2筆で、現況地目は宅地でございます。同じように昭和の頃から耕作を放棄して宅地となっているというものでございます。4番の場所ですが大佐田治部、確認を11月22日に行いました。登記地目は畑2筆で、現況地目は雑種地でございます。平成の初めの頃から耕作を放棄し雑種地になっているというものでございます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員より報告をお願いします。</p>
泉委員	<p>推進委員3番泉です。確認を12月1日に眞壁委員と倉脇委員と一緒に行いました。今日眞壁委員が欠席なので説明をさせていただきます。場所ですけれども国道180号線を千屋方面に向かいますと上市を過ぎた辺りに●●●●さんの右手に工場がございます。そこから400mぐらい千屋方面に行きますと右手にバスの停留所がございます。そこからちょうど高梁川挟んで反対側の所にこの土地がございます。ここは山のふもとにありまして形状が非常に細くて長い圃場でございます。田2筆になってますけれども実際は田んぼは2筆ですけど3枚ございました。この申請者の方とお話をさせていただきました。トラクターとかそういう機械化のするところなんですけれども非常に入ったら出にくいとか山寄で日当たりが悪いとかでこのように平成の初めから耕作を放棄したままになってます。以上で</p>



現地確認させていただきまして本人さんともお話をさせていただきました。問題ないと思います。よろしく申し上げます。

三上委員

6番三上です。ナンバー2とナンバー3は同じ所有者ですのでまとめていたします。たくさんあるうちの4つのグループに分かれておりました。まず宅地2筆ですけれども場所は国道182号線JR市岡駅から500mほど東城方面に行きますと●●●●というのがありますがその●●●●の手前隣の家が所有者の家で現在住んでおられません。高齢で娘さんの所かどこかにおられると聞いております。留守でしたが宅地が2軒、宅地化されておりました。次のグループが一番上の雑種地ですがこの雑種地は水上商店の所を左に曲がりまして神代川が流れてその橋を渡ってすぐ右手に行った所に建設業を営まれておる家がありましてそこにどうもこの所有者が以前から水路を貸しておられてその建設業と農業を兼ねてやっておられる方の倉庫が雑種地の所がありましてその倉庫の周りが雑種地としてありました。それから下二つの雑種地は今度は国道へ戻りまして反対の国道から言うと西側になりますがそこへ中国道があります。中国道のボックスがありますがそのボックスの前後奥と手前に中国道の法面の中に入っているような形の土地がありましたが雑種地がありました。それから次のページのナンバー3のほうですがこの宅地は先ほど言いました業者の方に貸しておられた所をどうも田として初めは貸しておられたんでしょうが昭和の初め頃からそこに業者の方が倉庫を建てられておって宅地化されておりました。以上です。

山田委員

15番山田です。確認日を12月18日、宮本委員、後藤推進委員と確認をいたしました。場所は田治部地内旧田治部小学校姫新線の田治部駅から直線で約800mぐらいの所に●●●・●●●という社会福祉法人があります。その場所は入り口にある●●●側にあります。問題ないと思います。

会 長

続いて完了届について事務局の説明をお願いします。

吉田局長

完了届ですが4件出ております。1番が高尾地内、農地法第5条で住宅用地で11月19日に完了しております。2番が千屋地内で、農地法施行規則第29条農機具倉庫で12月6日に完了しております。3番が哲多町花木地内、農地法第5条、住宅用地で12月1日に完了しております。4番が大佐大井野地内、農地法第4条で植林で12月7日に完了しております。以上です。

会 長	この件について関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いします。
倉脇委員	7番倉脇です。1月13日に溝尾推進委員と確認しております。できておりました。
小田委員	2番小田です。1月10日確認いたしております。立派な倉庫ができておりました。以上です。
宮脇委員	11番宮脇です。確認日は12月5日に小川委員、井藤委員、逸見推進委員と行いました。立派な平屋建ての住宅が完成しておりました。
山田委員	15番山田です。確認日を1月12日確認しました。雪があったんですけど、どうにか植林が確認できました。
会 長	ありがとうございました。続いて利用権設定中途解約について事務局の説明をお願いします。
吉田局長	それでは利用権設定中途解約につきましてこのたびは中途解約が2件出ております。1番ですが大佐永富で、田2筆で、契約当時の所有者が死亡のため今後別の借受人と契約の予定ということでございます。2番につきましては神郷下神代で、田3筆、農地法3条の届出を行うためとのことです。以上です。
会 長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。
後藤委員	推進委員7番後藤です。確認を1月10日に確認しました。場所が刑部駅から東の方へ300m、中学校から南へ300m、そこへ●●●●●があるんですがその付近だというふうに思ってください。お父さんが亡くなられて息子さんが出されてるんですが亡くなられてこういうふうになりましたけどおそらく●●●●●が作るんじゃないかというふうに思っております。
信谷委員	推進委員8番信谷です。解約の理由ということで第3条の許可申請のためということで先ほど仲田委員さんのほうから説明がございました。
会 長	ありがとうございました。続きまして日程3協議事項に入ります。事務局から何かありましたらお願いします。

吉田局長	<p>事務局から1件報告をいたします。前回12月の総会で現況証明にかかる現況認定につきまして後藤推進委員から指摘のありました現況が道路になっているというものについて報告いたします。調査しましたところ道路と現況認定しました農地2筆の他に農地以外でも申請者所有の土地で現況が道路と土地が1筆ありました。建設課と協議しまして現状市道として利用されているということで申請者からこの3筆につきまして市への寄付の申出書を提出してもらいました。昨年末には登記ができております。また法務局のほうからも税務課のほうへその旨の通知が先週ありまして現在固定資産税の税額変更などの処理を進めているところでございます。以上です。</p>
会 長	<p>続きましてその他ですが事務局からありますか。</p>
三村主幹	<p>それでは次回の総会でございますが2月12日(金)同時刻の午前9時30分から、場所が変わりましてこの建物の3階の大会議室で開催いたします。よろしくお願いいたします。また3月の予定でございますが3月12日(金)同時刻の午前9時30分からでいかがでしょうか。2月の会場が3階の大会議室で3月も大会議室の予定となっております。</p>
会 長	<p>他に皆さんからご意見、ご質問はございませんか。</p>
後藤委員	<p>関係ないんですけど事務局の人もいいように理由のところを書くように覚えておいてください。放棄という言葉は使いませんのでよろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>他に皆さんから何かございませんでしょうか。ございませんようでしたら仲田代理が閉会の挨拶をします。</p>
仲田代理	<p>(閉会挨拶)</p>
<p>(閉会時刻 午前 11 時 00 分)</p>	